

## 奈良県告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保  
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和二年七月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡川上村大字東川一一四一、一一四二、一一四四
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(二) 大字東川一一四一・一一四二・一一四四（以上三筆について次の図に示す部分  
に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県水循環  
・森林・景観環境部森林整備課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)